

# 奈良県共通システム等構築・運用業務 落札者決定基準

## 1 評価方法について

- (1) 受託者は次に示す計算式により算定された「総合点」の最も高い者とする。

「総合点」は、3,000 点満点とし、得点配分については、「技術点」を 2,000 点満点、「価格点」を 1,000 点満点とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合点} \\ \hline \text{(3,000 点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{技術点} \\ \hline \text{(2,000 点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{価格点} \\ \hline \text{(1,000 点満点)} \\ \hline \end{array}$$

- (2) 提案内容の評価（「技術点」）

「技術点」とは、「提案書評価表」に基づいて、提案内容の評価するものである。ただし、提案を求める項目について記述がない場合は、当該項目の評価は「0 点」とする。

- (3) 入札額の評価（「価格点」）

「価格点」とは、入札額を後に示す計算式を用いて評価するものである。

- (4) 有効数字について

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入する。

- (5) 「総合点」の最も高い者が 2 者以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 公募参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を受託者とする。

イ 公募参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合

くじにより受託者を決定するものとする。

この場合において、当該者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該調達事務に全く関係のない本県職員にくじを引かせるものとする。

- (6) 低入札価格調査について

政府調達に関する協定第 15 条の 6 の規定により、低入札価格調査を実施することがある。

## 2 技術点について

「技術点」は、提案書の内容について、以下の手順で採点を行う。

- (1) 提案書の分類と各配点について

提案書の内容と評価については「提案書評価表」のとおり分類と配点を設定する。

- (2) 「技術点」の算出方法

提案を求める項目単位に評価を行う。

ア 「項目加重点」の考え方

提案を求める項目単位の重要度に応じて、別紙「提案書評価表」に規定するところに従い、それぞれの項目加重点を設定する。

イ 「項目評価点」の考え方

- ① 提案を求める項目単位の採点は0～10点までの11段階または評価基準で規定する順位ごとの得点で評価する。ただし、項目16については、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入することとする。
- ② 提案を求める項目について記述がない場合には「0点」とする。

ウ 「技術点」の計算

「技術点」の計算は以下の式で行う。

- ① 項目技術点＝項目加重点×項目評価点
- ② 技術点＝各項目技術点の合計

### 3 価格点について

入札価格に基づく「価格点」は次のように算出する。

$$\text{価格点} = 1,000 \times \{1 - (\text{入札金額} \times 1.10) / \text{入札予定価格}\}$$

### 4 失格基準について

以下の場合には落札者とししない。

- ア 一項目でも「項目技術点」が0点の場合（項目2、項目15及び項目16を除く。）
- イ 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を超えて入札をした場合
- ウ 予定価格の上限を超えた内訳書を提出した場合
- エ 入札書に記載された価格と内訳書に記載された価格が異なる場合
- オ 仕様書の「システム要件一覧」に定める必須項目が実現できない場合